

議 事 録

| | | | |
|----------|---|------|------|
| 会 議 名 | 平成25年 第1回 寒川町農業委員会 定例総会 | | |
| 開催日時 | 平成25年1月23日(水)午後3時00分から | 開催形態 | 公 開 |
| 開催場所 | 寒川町役場 本庁舎3階 議会第1会議室 | | |
| 出席委員 | 会長：8番 金子保男 会長職務代理：6番 脇 文亮 委員：1番 栗田 務 3番 楠谷 稔 4番 石黒 明 5番 藤井 彰 7番 木村長茂 | | 合計7名 |
| 欠席委員 | 2番 石塚雄司 | | |
| 農業委員会事務局 | 事務局長：中嶋利弥 副主幹：原田健伸 主任主事：原田智香 | | |
| 議 事 | 日程 第1 農地法第5条の規定による許可申請について 日程 第2 農地造成工事施工承認願について 日程 第3 農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定の申し出について 日程 第4 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 日程 第5 農地法第4条・5条の規定に基づく許可不要に準ずる届出について 日程 第6 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について 日程 第7 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について | | |
| 会議の概要 | <p>会 長：ただ今から、平成25年第1回定例総会を開会いたします。 欠席委員は、2番石塚委員1名です。 出席委員は8名中7名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 本日の議事録署名人に、7番木村委員と8番の私、金子を指名といたします。</p> <p>会 長：それでは、総会次第の日程により議事を進めさせていただきます。 初めに、日程第1、農地法第5条の規定による許可申請について、議案番号1号から3号は関連案件ですので、3件一括して上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：(議案番号1～3号を朗読) 当該地は、位置図にありますとおり、田端二本松交差点の北東の角にあります。譲受人は飲食店関係の業者で、規模拡大のため新たな出店をするにあたり、周辺の工場の従業員や車による来客も多く見込まれ、幹線道路の交差点である当該地を店舗及びその駐車場に転用する許可申請であります。開発の許可申請も提出されているとのこと。なお、農地法に基づく農地転用許可の判断となる立地基準としては、水道管及びガス管が埋設されている道路の沿道の区域であり、かつ、申請地から500メートル以内に2つの医療施設が存していることから第3種農地にあたり、隣接農地はなく影響はないと認められるため、問題はないと考えます。</p> <p>会 長：続いて、地区担当の楠谷委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>3 番：先週の土曜に現地を見に行きました。ここは一部、さがみ縦貫道の工事機材置場として一時使用していた所で、今は農地に戻っております。その他雨水に関しては敷地内の地下浸透ということと、建物も高くて5メートルくらいなのでそれほど日陰にならず周りの農地に影響はないと思います。</p> <p>会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>5 番：同じ3種農地の要件である、市街化区域からの連たんではできなかったの</p> | | |

でしょうか。

事務局：当初それも考えましたが、さがみ縦貫道の側道等の買収用地が少々わかりにくいため、先程申し上げた要件で決めました。

会 長：他にありますか。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号1～3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長：では全員賛成ですので、議案番号1～3号は原案のとおり許可相当として意見書を添え、県に進達することに決定いたします。

次に、日程第2、農地造成工事施工承認願について、議案番号4号及び5号は同一地区ですので、2件一括して上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号4、5号を朗読)

位置図にありますとおり、この2箇所合計3筆は岡田の農用地区域にある田で、何年も耕作を行っておらず、毎年草刈り通知を出しておりました。両案件とも一方の隣地所有者の同意は取れておりません。施工業者は、茅ヶ崎市の業者で寒川町では農地造成の実績はありません。

補足として、隣地所有者の同意の件ですが、それぞれの同意されない地主の意見としては「自分側は水田なので水はけが悪くなり、雨水など畑から余計に流れてくる。今まで不耕作だったが、手前の草は自分達で刈っていた。畑にしてどうせ荒れるのなら、まだ田のままの方がいい。」とのことでした。地主にお聞きしたところ「それぞれ出向いて説明はしている。畑にして荒らすというのはそちらの仮定の話であり、私共は畑にした方が有効的に活用できるという考えで行うので。」ということでした。その後、同意されない地主に連絡をとりましたら「工事業者とその仲介と思われる社長が来られて、私も知らない間柄ではないので、いたしかたないかと思う。」とのことでした。この隣地所有者の同意書というのは、要綱上必須の書類ではないため、以上のような内容を総会で審議して可否を決定するしかないのです。よろしくお願いします。

会 長：続いて、地区担当の木村委員から、現地調査等の補足説明をお願いします。

7 番：18日金曜日に現地を見に行ってきましたが、申請の「盛土1m」というのは現在の田の面から1mということですが、道路から下がっているとはいえ、田の面の高さが場所によって一定ではないので、規則どおり「道路面から50cm」とした方が良いかと思えます。また、土留め無しで法面が45度では雨が降ると流れることがあるので考慮してほしいと思えます。議案番号4号の方は奥に塩ビ管が入っており、議案番号5号の方は道路から1mのところ暗渠が入っているのです。よく調べてから工事をするようにお願いします。

会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

6 番：隣地の同意書が取れなかったわけですが、申請書に今後の利用方法、目的意識等が記入してあるのでしたら認めざるを得ないのでは。本人が畑の方が活用できるというのだから。

1 番：継続的に監視するということがよろしいのではないのでしょうか。

会 長：では、先程の地区担当委員の要望も含めて、指導事項とすることでよろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号4号及び5号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長：では全員賛成ですので、議案番号4号及び5号は原案のとおり許可証を交

付することに決定いたします。

続いて、議案番号6号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号6号を朗読)

位置図にありますとおり、この3筆の田は大曲四丁目の市街化区域に接している農業振興地域にありますが、農用地指定はされておられません。ここは昨年から耕作を行っておらず、今回草刈り通知を出す予定でした。この案件も一方の隣地所有者の同意は取れておりません。施工業者も同じ茅ヶ崎市の業者です。前号の議案と状況は同じです。

会 長：続いて、地区担当は石塚委員ですが、本日欠席ですので、事務局から更に補足説明があればお願いします。

事務局：特にありません。前議案と同じ状況です。

会 長：わかりました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号6号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長：では全員賛成ですので、議案番号6号は原案のとおり許可証を交付することに決定いたします。指導事項は同様に付けて下さい。

次に、日程第3、農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定の申し出について、議案番号7号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号7号を朗読)

当該地は、この水田の所有者が学生の時に相続で取得して以来、長年に渡り耕作放棄地となっておりました。親の代から非農家ですので、稲作どころか草刈りもできず、今回の借り手が耕作してもいいとのことで、事務局から何度も連絡をとり、ここでようやく双方からの申し出に至りました。借り手はこの近隣で水田等を営んでおり、基本的にはご夫婦で述べ従事日数660日、田植機、トラクター、脱穀機ハーベスター等大型機械を多種多数所有しており、問題はないと思われま。

会 長：続いて、地区担当の木村委員から、補足説明等ありましたらお願いします。

木村委員：ここも18日に見に行ってきました。既に草も刈られており、きれいな田になっておりました。この借り主なら問題ないと思われま。

会 長：ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号7号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長：では全員賛成ですので、議案番号7号は原案のとおり決定通知書を寒川町長へ送付することに決定いたします。

次に、日程第4、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告番号1号及び2号の2件、日程第5、農地法第4条・5条の規定に基づく許可不要に準ずる届出について、報告番号3号の1件、日程第6、農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について、報告番号4号から7号の4件、日程第7、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について、報告番号8号から11号の4件、以上、一括して事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

事務局：(報告番号1～11号を朗読)

| | |
|-----|---|
| | <p>いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。</p> <p>会 長：ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。 (委員より意見、質問なし)</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、届出の報告事項については了承されたことといたします。 最後に、その他として、審議事項はありますでしょうか。 (特になし)</p> <p>会 長：では、以上をもって、平成25年第1回寒川町農業委員会定例総会を閉会いたします。</p> |
| 資 料 | 1. 平成25年第1回定例総会議案及び位置図 |

議事録署名人(7番) 木 村 長 茂 議事録署名人(8番) 金 子 保 男

本議事録は、平成25年2月20日、承認・署名を得て確定しました。